

## 日本輸出入者標準コードと法人番号との紐づけ《無料》について（FAQ）

- （問1）何やら案内（協力依頼）が送られてきたが、これは何か。どうすれば、良いのか。
- （問2）なぜ、JASTPROコードと法人番号の紐づけが必要なのか。
- （問3）紐づけ登録を行わないとNACCSは使えなくなるのか。
- （問3-1）法人番号の紐づけ登録は、強制又は義務なのか。
- （問4）法人番号登録申請書の受付開始・終了の期間はどうなっているのか（期限経過後であっても希望すればJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業はしてもらえるのか。）。
- （問5）法人番号について、詳しく知りたい。
- （問5-1）法人番号は、第三者に簡単にお伝えして良いものなのでしょうか。
- （問5-2）登録することにより法人番号が公開されるのでしょうか。
- （問6）今回のJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業を終えたら、JASTPROコードの利用の契約は廃止してもよいのか。JASTPROコードはいつまで使い続ける（契約を継続して利用料金を払い続ける）必要があるのか。
- （問7）JASTPROコードの利用は取り止めて、税関発給コードへ切替えたい。税関発給コードはどうなるのか。
- （問8）今回のJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業は、NACCSセンターが（一財）ジャストプロに作業を依頼したとのことであるが、輸出入者側に費用は発生するのか。

### ※ 登録作業に関する技術的な参考事項

登録作業に関する技術的な事項のご照会は、実際の作業を担うジャストプロに問合せをいただきたいと思いますが、これまでにご照会が多かった事項は以下のとおりです。

- （問1）法人番号登録申請書の担当者名と押印は、会社の責任者や社印である必要があるのか。
- （問2）法人番号登録申請書をFAXしたが、届いているか確認したい。
- （問3）国税庁から通知があるとされる「法人番号指定通知書」が届いていない（あるいは、届いたが紛失してしまった。）。登録申請はどのようにしたら良いのか。
- （問4）国税庁からの「法人番号指定通知書」が届いておらず、自社の法人番号がわからないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

(問1) 何やら案内(協力依頼)が送られてきたが、これは何か。どうすれば、良いのか。

(答え) この協力依頼は、弊社(NACCSセンター)が来年10月を目途に更改する予定としております。次期NACCSにおいても、輸出入申告等の業務がこれまでどおり円滑にご利用いただけるよう、日本通関業連合会や航空貨物運送協会(JAFA)、国際フレイトフォワーダーズ協会(JIFFA)の協賛を得て(一財)日本貿易関係手続簡易化協会(ジャストプロ)に作業をお願いしているものです。

お手続きいただきますと、次期NACCSにおいて現在お使いのJASTPROコードにお客様の法人番号を紐づけることができ、次期NACCSにおいて法人番号の入力が義務付けられる輸出入申告等の業務を今までどおりの方法でお使いいただくことができるようになります。

(問2) なぜ、JASTPROコードと法人番号の紐づけが必要なのか。

(答え) 次期NACCSでは、財務省関税局・税関の意向により法人のお客様の名義で行う輸出入申告業務等の一部業務について法人番号の入力が必須になります。法人番号は国税庁のホームページでも公開されており、ホームページでは商号等からの検索も可能となっております。

しかしながら、法人番号に関連する情報は、名称・住所等いずれも和文となっておりますが、NACCSでは全て英字(アルファベット)でシステム処理が行われるため、和文表記には対応しておりません。このため、法人番号を次期NACCSに入力していただいても、これまでお使いいただいていた便利機能(名称・住所をシステムにより自動的に展開するなど)をご利用いただくことができなくなります。

そこで、従来のJASTPROコードの資源をフルに活用できるよう、今回、お客様の法人番号をお教えいただければ、次期NACCS上でお客様のJASTPROコード及びそれに紐づく情報と法人番号を(一財)ジャストプロにて関連づけさせていただきます。

これにより、従来どおりJASTPROコードを入力していただくだけで必要な部分に法人番号を自動で払い出すとともに、法人番号のみを入力していただいても、これまでどおり各種機能をお使いいただけるようになります。

(問3) 紐づけ登録を行わないとNACCSは使えなくなるのか。

(答え) 紐づけ登録を行っていただけなくとも、次期NACCSのご利用自体に制限はございません。

しかしながら、輸出入申告を行う場合、これまでご利用いただいていた便利機能の多くが使えなくなる可能性があります。(具体的には、名称・住所等の自動払い出しや包括延納、口座引落しなどがそのままでは使えなくなる可能性があります。)

お手数ですが、お届けしたご案内に従って、法人番号の登録を必ず実施していただくようお願いいたします。

(問3-1) 法人番号の紐づけ登録は、強制又は義務なのか。

(答え) 法人番号の紐づけ登録は、強制又は義務ではありません。あくまでも、紐づけ登録の趣旨目的(問2、3を参照ください。)をご理解いただいた上で、お客様の自由な意思で法人番号の提供をいただくものですが、次期NACCSにおいても現行NACCSと全く同じように便利にお使いいただくためには、法人番号との紐づけ登録は必須の作業となりますので、是非ご理解のうえご協力をいただけますよう宜しくお願い致します。

なお、業務内容の変更等により、今後、輸出入行為を行う予定がない場合には、登録をいただかなくても結構です(ジャストプロに対してJASTPROコードの削除手続きをお願いします。)

(問4) 法人番号登録申請書の受付開始・終了の期間はどうなっているのか(期限経過後であっても希望すればJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業はしてもらえるのか。)

(答え) 特に受付開始・終了の期間は設けていませんが、本協力依頼の通知がお客様に届いた時点では、既に受付が可能となっておりますので、今直ぐに手続きいただいて結構です。あまり手続きが遅くなりますと、次期システムへの移行作業に支障を生じるおそれがありますのでお早目にご対応願います。

(問5) 法人番号について、詳しく知りたい。

(答え) 法人番号に関しては、国税庁ホームページをご確認ください。

※ <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/index.htm>

(問5-1) 法人番号は、第三者に簡単にお伝えして良いものなのでしょうか。

(答え) 国税庁のホームページ(問5の答えでお示したアドレスのページから「制度の詳しい解説」のタブを選択)によれば、「法人番号は、個人番号(マイナンバー)を異なり、原則として公表され、どなたでも自由に利用できます」とされています。また、国税庁は、「法人番号の利用範囲に制限がないことから、民間による利活用を促進することにより、番号を活用した新たな価値の創出が期待されること」をマイナンバーには無い、法人番号特有の導入目的であるとしています。

そこで、国税庁のホームページ(問5の答えでお示したアドレスのページから「法人番号公表サイト」のタブを選択)では、法人番号を広く一般に公開しており、誰でも会社名を入力すれば、「法人番号/商号又は名称/所在地」が検索できるようになっています。このように、ジャストプロに法人番号の情報をお伝えいただくことは法的にも何ら問題はありませんので、安心してご登録ください。ご提供いただいた法人番号については、ジャストプロにおいても、従来のJASTPROコードと同様、適切に管理すると承知しています。

(問5-2) 登録することにより法人番号が公開されるのでしょうか。

(答え) 登録いただいた法人番号については、第6次NACCSに組み込まれ次期NACCSのご利用者にお使いいただけるようになります(輸出入申告等の業務で利用されるほか、「輸出入者情報照会(II E)」業務によりJASTPROコード又は輸出入者名から法人番号の照会ができるようになります。)

法人番号は、国税庁のホームページにおいて、その法人番号そのものは公開されております。今回法人番号との紐づけでご登録いただくことにより、NACCS利用者間で活用されますがNACCS利用者でない広く一般の者に公開されるものではありません。

なお、ジャストプロが利用者等に販売している輸出入者標準コード表(CD-ROM版)では、法人番号はJASTPROコードとともに公開されると聞いております。

(問6) 今回のJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業を終えたら、JASTPROコードの利用の契約は廃止してもよいのか。JASTPROコードはいつまで使い続ける(契約を継続して利用料金を払い続ける)必要があるのか。

(答え) JASTPROコードの利用の契約がなくなりますと、JASTPROコードに紐づく名称・住所・電話番号等の情報の適正な管理ができなくなりますので、NACCS上でもこれらの情報の利用ができなくなります。

NACCS上でご利用いただいている各種コードは常に適切な情報管理を行い、利用のお客様に安心してご利用いただけるようにしております。そこでNACCSでは以前からJASTPROコードを利用しています。

(問7) JASTPROコードの利用は取り止めて、税関発給コードへ切替えたい。税関発給コードはどうなるのか。

(答え) JASTPROコードから税関発給コードへの切替えは税関ホームページをご確認ください。なお、税関発給コードの発給・管理は次期システムの運用開始後は行われないと聞いております。詳細は税関にお尋ねください。

(ご参考) 税関ホームページ

「JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)から「法人番号」への切替について」  
(<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/jastpro.pdf>)

(問8) 今回のJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業は、NACCSセンターが(一財)ジャストプロに作業を依頼したとのことであるが、輸出入者側に費用は発生するのか。

(答え) 今回のJASTPROコードと法人番号の紐づけ作業は、無料で行われますので、輸出入者様に追加の費用は発生しないと(一財)ジャストプロから聞いております。

※ 登録作業に関する技術的な参考事項

登録作業に関する技術的な事項のご照会は、実際の作業を担うジャストプロに問合せをいただきたいと思いますが、これまでにご照会が多かった事項は以下のとおりです。

(問1) 法人番号登録申請書の担当者名と押印は、会社の責任者や社印である必要があるのか。

(答え) 法人番号登録申請書の担当者名と押印は、会社の代表者や実印である必要はありません、ご担当者のお名前と社印・角印あるいは担当者の認印で構いません。

JASTPROコードを取得する際は、申込書に代表者名を記名し「実印」(法務局に届け出た印鑑)を押印のうえ印鑑証明書の提出をお願いしています。これによりお客様の存在確認とご自身による申込みであることを確認しています。

今回のご案内は、先のJASTPROコード取得に際して登録されている会社名・住所にご連絡を差し上げておりますので、案内を受領されての紐づけ登録においては、あらためて会社の存在確認等は不要と考えております。法人番号登録申請書に記載いただく担当者名等は、お送りいただいたFAXの内容について確認が必要となった場合の連絡先としてお願いしております。

(問2) 法人番号登録申請書をFAXしたが、届いているか確認したい。

(答え) FAXでお送りいただいた法人番号登録申請書は内容点検のうえ、JASTPROコードを管理するシステムに順次登録されます。こうした手続を経て概ね2週間程度で、ジャストプロのホームページ上の「WEBからの諸手続き」でご自身のJASTPROコードを照会していただきますと、適切に登録されていれば法人番号との紐づけ登録の内容を確認することができます。

(なお、どうしても早急に確認する必要がある場合には、ジャストプロ(03-3555-6076)にお尋ねください。)

(問3) 国税庁から通知があるとされる「法人番号指定通知書」が届いていない(あるいは、届いたが紛失してしまった。)。登録申請はどのようにしたら良いのか。

(答え) FAXでの送付をお願いしています法人番号登録申請書は、「法人番号指定通知書」の写しを添付いただくことを前提に、機械的に法人番号を読み取ることで間違のない効率的な登録作業が実施できる仕組みを作っております。従いまして、法人番号の正確な登録を実現するためには、極力「法人番号指定通知書」の写しをお使いいただくようお願いしております。しかしながら、どうしても「法人番号指定通知書」が届かない、見つからない場合には、国税庁法人番号公表サイト(※)における検索結果の情報で代替いただく方法についてもご案内しています。ただし、これからご案内する手順と異なる方法で作業をされた場合は正しく登録できずに後刻改めてご案内をお送りする場合がございますのでご注意ください。

○「法人番号指定通知書」に代替する資料を取得するための手順(①~③)

① まず、国税庁法人番号公表サイト(※)にアクセスしてください。表示されたページの上部

にあります『法人番号で法人の商号及び所在地などを調べる』の項目下の「法人番号」入力欄に御社の法人番号13桁を入力し検索ボタンを押下してください（必ず法人番号から検索してください。商号又は名称から検索されると、登録できない場合があります。）

※：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

（国税庁HPトップから入る場合、「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」タグ ⇒ 「法人番号について」タグ ⇒ 「法人番号公表サイト」タグ で検索ください。）

- ② 法人番号で検索いただきますと、御社の情報が最新情報として、①法人番号、②商号又は名称、③本店又は主たる事務所の所在地、④最終更新年月日 などが表示されます。

画面の右下にございます【このページを印刷する】をクリックすると、当該情報が印刷されます。

- ③ A4で印刷された紙を、3つある四角枠の真中の枠（上記②の情報が印刷された部分、枠内の左上に「最新情報」と印刷された枠）から下の部分を切り取って、お手元に届いている法人番号登録申請書（ご案内の裏面）の【法人番号指定通知書】（コピー）貼付欄の位置に、法人番号指定通知書の代わりに（上の位置をあわせて）貼り付け、ご案内のFAX番号にお送りください。

（問4）国税庁からの「法人番号指定通知書」が届いておらず、自社の法人番号がわからないのですが、どうしたら良いのでしょうか。

（答え）既存の法人の方へは、昨年10月以降、昨年中に登記上の本店所在地に送付されているそうです。「法人番号指定通知書」が届かない場合は、国税庁において個別に対応しておられますので、国税庁・法人番号管理室《電話番号：0120-053-161（フリーダイヤル：無料）》までご照会ください。

（ご参考）国税庁HPにおける「法人番号に関するFAQ」関連部分は、以下のとおり。

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/03houjinbangoukankei.htm#a21>